

検査料の点数の取り扱いについてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 18 年 10 月 31 日付け「保医発第 1031002 号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、「実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 6 日第 0306001 号)」を一部変更する旨の通知があり、平成 18 年 11 月 1 日より実施されることになりました。

当社に PCR 法の試薬を供給しているロシュ社における確認作業が長引いたため、ご案内が遅れましたこととお詫び申し上げます。

詳細につきましては営業担当者にお問い合わせください。

謹白

D023 微生物核酸同定・定量検査 記

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
	淋菌およびクラミジアトラコマチス 同時核酸増幅同定精密検査	PCR 法	300	微生物 150	下記参照

ア：淋菌およびクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症もしくは淋菌感染症が疑われる患者またはクラミジア・トラコマチスと淋菌により重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診またはその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし区分「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、本区分「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を合わせて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

イ：淋菌およびクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 及び DKA 法による同時検出法又は PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイブリダーゼーション法による同時検出による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿はふくまない。

当社において下線部分に該当するのは、1877 クラミジア (PCR)、2310 淋菌 (PCR) を同時依頼された場合です。単独依頼の場合は項目ごとに 210 点の算定となります。

以上

